

令和 6年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設においてご入所様の医療二・適応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して計れることになりました。
以下、厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- ①対象となる疾患は以下のとおりです。
肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎
- ②上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などを行った
- ③診断名、診察期間、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する
- ④請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。
- ⑤算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注
带状疱疹	施設での治療があ脳と判断された場合、診察結果を基に内服・抗
蜂窩織炎	施設での治療があ脳と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）など適宜必要な治療をおこなう

年度別算定状況

疾患名／年月		令和5年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染症	人数			1	2	1	3	3	2	3		1	1
	日数			6	14	5	19	16	13	20		7	3
带状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数												
	日数												

$$\sum_{i=1}^n$$